

## 四條畷市立田原小学校PTA規約細則

(趣旨)

第1条 この規約は、四條畷市立田原小学校PTA規約の施行について、必要な事項を定めます。

(役員及び会計監査委員の選出)

第2条 役員及び会計監査委員の選出は、次条から第12条までの定めにより行います。

(選挙管理委員会)

第3条 役員及び会計監査委員を選出するときは、選挙管理委員会を設けます。

2 選挙管理委員会は、役員及び会計監査委員の選挙に関する一切の事務を行います。

3 選挙管理委員会の委員は8名以内とし、その選出方法は次のとおりとします。

(1) 各学級の保護者は、互選によりそれぞれ1名の学級代表を選出します。兄弟姉妹のいる場合は、上学年から下学年へ順に選出対象となります。

選出された学級代表は、互選により1名以上の学年代表委員を選出します。

(2) 教職員は、互選により1名の委員を選出します。

(3) 選出時期は4月とします。(授業参観、懇談会終了後)

(4) 選挙管理委員会は、委員の中から委員長1名、副委員長1名を選出します。

なお、選挙管理委員会の委員長、副委員長は実行委員会には属さないものとします。

4 前項第1号の規定に基づく委員の選出にあたっては、次の各号に該当するものがある家庭は除くものとします。

(1) 平成28年度以前に選挙管理委員(指名委員)をつとめたもの。

(但し、本人が希望する場合はその限りでない)

(2) 現に役員または会計監査委員であるもの。

(3) 過去に役員をつとめたもの。

(4) 委員を選出する年度当初において、満3歳未満の子どもを有するもの。

(5) 委員選出時において、妊娠中であるもの。

(6) 委員選出時において、四條畷市立田原中学校PTAの役員若しくは選挙管理に携わるもの。

(7) 委員選出時において、常任委員であるもの。

5 選挙管理委員会の委員に欠員が生じた場合は、原則として新たな委員の選出は行わないものとします。ただし、第3項第2号の規定により選出された委員は、この限りではありません。

6 選挙管理委員会は、その任務が終了したときに解散します。

(告示)

第4条 選挙管理委員会は、役員及び会計監査委員の選挙の告示(様式1)を行います。

2 告示期間は、告示の日から5日間とします。

(立候補)

第5条 役員及び会計監査委員に立候補する者は、告示期間内に立候補届(様式2)を選挙管理委員会に提出するものとします。

(候補者の周知)

第6条 選挙管理委員会は、前条により届け出のあった者を役員及び会計監査委員の候補者（以下「候補者」という。）として、会員に知らせます。

(選挙)

第7条 選挙は、総会に出席した会員の無記名投票により行います。

(開票)

第8条 候補者は、立会人1名を開票に立ち合わせるものとします。

(当選)

第9条 各役職の候補者が複数の場合は、開票の結果それぞれの最多得票者を当選者とします。

2 各役職の候補者が単数の場合は、信任投票により、投票数の過半数の信任をもって当選とします。

(指名委員会)

第10条 告示期間内に立候補者がいないとき、不信任となった役職がある場合又は役員に欠員が生じた場合は、指名委員会を設けます。

2 指名委員会の委員は、会員であってかつ当該年度の役員選出にあたり第3条第3項の規定により選出された選挙管理委員会の委員が就任するものとします。

3 指名委員会の委員に欠員が生じた場合は、原則として新たな委員の選出は行わないものとします。ただし、教職員より選出された委員は、この限りではありません。

4 指名委員会の委員は、自らを役員候補者として推薦することはできません。

5 指名委員会の任期は、指名委員会設立から次年度の選挙管理委員会発足までとします。

ただし、急な役員の欠員に関しては任期終了後も役員選出協力を要請する場合があります。

(候補者の推薦)

第11条 指名委員会は、本人の承諾を得て、役職別に定数の候補者を推薦します。

(承認)

第12条 指名委員会は、総会で推薦候補者の承認を求めなければなりません。

(常任委員の選出)

第13条 各常任委員の選出は次のとおりとします。

(1) 学級委員会の委員は、各学級より2名選出します。

(2) 地区委員会の委員は、各地区〔上田原地区1名、下田原地区1名、緑風台地区1名、さつきヶ丘地区1名、田原台地区各1名（1丁目～9丁目）〕で選出します。

（児童増加によっては地区で2名選出する場合もある。）

(3) 生活補導委員会の委員は、男性の方で各地区〔上田原地区1名、下田原地区1名、緑風台地区1名、さつきヶ丘地区1名、田原台地区各1名（1丁目～9丁目）〕で選出します。（場合により、地区の枠を外して選出する場合もある。）

(4) 人権啓発委員会の委員は、会長、副会長、地区委員長、生活補導委員長、校長及び教頭とします。

(慶弔規定)

第14条 慶弔内規については、実行委員会で定めます。

(会員)

第15条 本会への入会と退会については、実行委員会で定めます。。

- 1 本会への入会希望者は、入会申込書及び個人情報提供の同意書を提出する。
- 2 本会の退会は次の通りとする。
  - (1) 自動退会・子の卒業・転校または勤務校の異動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって退会とする。(退会届の提出を必要としない。)
  - (2) 任意退会、自由意志によって退会するものは退会届を提出する。

附 則

- 1 施行日において欠員となっている女性副会長の候補者の推薦については、第2条から第10条の規定にかかわらず、平成25年度の役員選任に当たり指名委員会委員となられていた者のうち現に四條畷市立田原小学校に児童が在籍する父母又は保護者及び教職員並びに現教頭を委員とする指名委員会により行うものとします。

(施行期日)

1. この細則は、平成 2年4月 1日から施行します。
2. この細則は、平成 5年4月 1日から施行します。
3. この細則は、平成 7年4月 1日から施行します。
4. この細則は、平成 8年4月 1日から施行します。
5. この細則は、平成 9年4月 1日から施行します。
6. この細則は、平成 10年4月 1日から施行します。
7. この細則は、平成 11年4月 1日から施行します。
8. この細則は、平成 14年5月23日から施行します。
9. この細則は、平成 15年3月 5日から施行します。
10. この細則は、平成 16年3月10日から施行します。
11. この細則は、平成 19年3月10日から施行します。
12. この細則は、平成 22年3月 4日から施行します。
13. この細則は、平成 25年6月 5日から施行します。
14. この細則は、平成25年9月18日から施行します。ただし、第10条第1項の改正規定は、平成26年3月に行われる定期総会におけるPTA規約改正の承認をもって、平成26年4月1日から施行します。
15. この細則は、平成27年4月1日から施行します。
16. この細則は、平成28年4月1日から施行します。
17. この細則は、平成29年4月1日から施行します。
18. この細則は、平成31年(2019年)3月2日から施行します。
19. この細則は、令和5年(2023年)3月4日から施行します。

様式 1

四條畷市立田原小学校 P T A 役員及び会計監査委員選挙の告示

田原小学校 P T A 選挙管理委員会委員長

四條畷市立田原小学校 P T A 選挙管理委員会は、四條畷市立田原小学校 P T A 規約  
細則第 4 条の規定に基づき、 年 月 日から 年 月 日までの間を選挙告示  
期間として、田原小学校 P T A 役員及び会計監査委員の立候補届を受け付けます。

年 月 日

様式 2

四條畷市立田原小学校 P T A 役員及び会計監査委員立候補届

立候補者氏名 印

児童学年組 年 組

四條畷市立田原小学校 P T A に立候補しますので届け出ます。

年 月 日

四條畷市立田原小学校 P T A 選挙管理委員長 様